

## 岩倉市生活応援クーポン券配布事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、食料品等の物価高騰の影響などを受けた市民の経済的支援をするとともに、岩倉市（以下「市」という。）内における消費喚起や経済の活性化を図るため、生活応援クーポン券を配布する岩倉市生活応援クーポン券配布事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クーポン券 前条の趣旨を達成するために、市によって配布される生活応援クーポン券をいう。
- (2) 配布対象者 令和8年2月1日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 特定取引 クーポン券を対価の弁済手段として使用することができる物品（有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供に係る取引をいう。
- (4) クーポン券取扱店 市内に店舗又は事業所を有し、特定取引を行い、受け取ったクーポン券の換金を申し出ることのできる事業者として登録された者をいう。

### (クーポン券の配布)

第3条 市長は、配布対象者に対し、この要綱の定めるところにより、クーポン券を配布する。

### (クーポン券の額)

第4条 前条の規定により配布するクーポン券の券面金額は、500円とし、配布対象者1人当たり10枚配布する。

### (クーポン券の保管等)

第5条 配布対象者が、第3条の規定により配布したクーポン券を不在その他の理由により受け取ることができず、市に返送された場合は、当該クーポン券は、市において保管するものとする。

2 市長は、配布対象者からクーポン券を受け取ることができなかつた旨

の申出を受けたときは、市でクーポン券を保管しているかを確認し、当該クーポン券が保管されている場合は、公的身分証明書等本人であることを証明する書類で市長が適当と認めるもので確認した上で、当該配布対象者に対し、クーポン券を交付するものとする。ただし、保管されていない場合は、この限りではない。

3 前項の申出の期限は、令和8年9月30日までとする。

(クーポン券の使用範囲等)

第6条 クーポン券は、クーポン券取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 クーポン券の使用期間は、令和8年5月1日から同年9月30日までとする。

3 特定取引に使用されたクーポン券の額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、クーポン券取扱店からの当該上回る額に相当する金銭の支払は、行われぬものとする。

4 クーポン券は、次に掲げる物品の購入若しくは借受け又は役務の提供に係る取引の対価の弁済手段として使用することができない。

(1) 有価証券、切手、印紙、たばこ、プリペイドカードその他換金性の高いもの

(2) 電子マネーへのチャージ、代引きサービスに係る料金及び収納代行に係る料金

(3) 電気、ガス、水道、公共サービス料等の公共料金

(4) 国税、地方税、使用料等の公租公課

(5) その他市長が特に指定するもの

(クーポン券取扱店の募集等)

第7条 市長は、岩倉市生活応援クーポン券配布事業取扱店募集要項（以下「募集要項」という。）に定める方法によりクーポン券取扱店を募集し、応募があった事業者を登録の上、当該事業者に対しクーポン券取扱店登録証（別記様式）を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、クーポン券取扱店として登録をしないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業等を行っているもの

(2) 宗教的又は政治的活動を行っている団体が経営しているもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」と総称する。)が、経営又は経営への関与をしているもの

(4) 役員又は使用人が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(5) その他市長が適当でないと認めるもの

(クーポン券取扱店の責務)

第8条 クーポン券取扱店は、特定取引において適切に使われるクーポン券の受取りを正当な理由なく拒んではならない。

2 クーポン券取扱店は、市と適切な連携体制を構築するとともに、この要綱及び募集要項を遵守しなければならない。

3 クーポン券取扱店は、特定取引で受け取ったクーポン券を自らが行う取引に再使用してはならない。

4 クーポン券取扱店は、特定取引で受け取ったクーポン券を交換、譲渡又は売買してはならない。

5 クーポン券取扱店は、特定取引以外の原因により、第三者からクーポン券を譲受してはならない。

(クーポン券取扱店の登録の取消し)

第9条 市長は、クーポン券取扱店がこの要綱又は募集要項に反する行為を行ったときは、クーポン券取扱店としての登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項に基づきクーポン券取扱店の登録を取り消したときは、当該クーポン券取扱店に対し、書面により通知するものとする。

(クーポン券の換金手続)

第10条 市長は、特定取引においてクーポン券が使用された場合は、関係するクーポン券取扱店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、クーポン券取扱店は、第6条第2項に規定する使用期間の特定取引において使用されたクーポン券及びクーポン券取扱店登録証並びに募集要項に規定する換金依頼書を添えて提出し、券面金額の合計した額での換金を申し出るものとする。

3 換金の方法は、クーポン券取扱店の指定する口座への振替により支払うものとする。

(事業に関する周知)

第11条 市長は、事業の実施に当たり、クーポン券の配布、使用等の事業の概要について、市公式ホームページその他の方法による住民への周知を行うものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 クーポン券の配布を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事業の委託)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施することができる市長が認める者に委託することができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。